

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月11日

茨城県人事委員会



茨人委第365号

令和3年10月11日

茨城県議会議長 常井洋治 殿

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県人事委員会

委員長 足立 勇人

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに	1
1 職員給与の現状	2
2 民間給与の現状	3
3 職員と民間従業員の給与比較	4
4 物価及び生計費の動向	5
5 給与制度等をめぐる動向	6
むすび	7
1 職員の給与	7
2 公務の運営	8

別紙第2 勧告

I 令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正	
1 職員の給与に関する条例の改正	13
2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	13
3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	14
II 給与制度改正のための関係条例の改正	
1 職員の給与に関する条例の改正	14
2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する 条例の改正	14
III 改定の実施時期	14

別記 給料表

別記	15
----	----

別紙第1 職員の給与等に関する報告

はじめに

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであり、地方公務員法において、人事委員会は、中立・公正な専門機関として、情勢適応の原則、均衡の原則等を踏まえ、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に報告・勧告することとされている。

このうち、職員の給与については、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としており、本委員会では、毎年、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施し、職員と民間企業従業員の給与を精密に比較した上で、国、他の都道府県の状況、地域の生計費その他の事情を勘案して、報告及び勧告を行っている。

国においては、本年6月、国家公務員法を改正し、令和5年4月から定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織の活力維持等のため、管理監督職勤務上限年齢による降任や、定年前の再任用短時間勤務等の制度を設けた。地方公務員については、定年の引上げやその他の各制度について、国と同様の措置を講じるよう地方公務員法が改正され、令和5年4月から施行されることとなっている。

また、本年8月、人事院は、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」と併せて、公務員人事管理について報告を行った。この報告において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇・休業等に関する措置を一体的に講じるとしている。

定年の引上げや、育児等と仕事の両立支援は、本県においても重要な課題であり、国との均衡を考慮し、適切に対応していくことが求められている。任命権者においては、「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」等を策定し、育児をしながら活躍できる職場環境の整備等に取り組んでいるところである。

こうした中、本委員会は、適正な給与水準の確保をはじめ、人材の確保及び育成、育児等と仕事の両立支援、長時間労働の是正、定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進等について、調査・検討を重ねてきたところである。

本委員会としては、日々職務に精励している職員の士気や意欲が高まり、公務運営の更なる活性化が図られるよう、今後とも、勧告制度を通じて職員の適正な勤務条件の確保に努めてまいり所存である。

1 職員給与の現状

本委員会は、職員(企業職員、病院事業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。)の給与を検討するため、本年4月現在で職員給与実態調査を実施したが、その結果は、次のとおりである。

(1) 職員構成

職員構成の状況は、表－1のとおりであり、職員数は30,846人となっている。

職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び福祉職の7種11給料表並びに任期付職員及び任期付研究員の給料表の適用を受け、その平均年齢は、41.9歳である。

また、学歴別人員構成は、大学卒80.8%、短大卒6.1%、高校卒13.1%、性別人員構成は、男性57.3%、女性42.7%となっている。

表－1 職員構成の状況

職員数	平均年齢	平均経年数
30,846人	41.9歳	19.6年

学歴別人員構成比				性別人員構成比	
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
80.8%	6.1%	13.1%	0.0%	57.3%	42.7%

(注) 育児休業中及び公益的法人等派遣の職員等を除く(次表について同じ)。

(2) 平均給与月額

平均給与月額は、表－2のとおりであり、職員全体では390,557円となっており、うち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員(新規学卒の採用者等を除く。)では377,763円となっている。

表－2 職員の平均給与月額

	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全職員	350,106円	21,870円	4,959円	7,717円	5,543円	362円	390,557円
うち行政職員	333,639円	21,401円	8,184円	8,318円	6,089円	132円	377,763円

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)を含む。

3 行政職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員。

2 民間給与の現状

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,185 のうち 251 事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

調査では、公務に類似すると認められる職種の職務に従事する者 10,722 人について、給与改定の有無にかかわらず、本年 4 月分として個々の従業員に実際支払われた給与月額等を調査した。同時に、各企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績について調査した。

調査完了率は、各民間事業所の御協力を得て、本年も 81.3% と高いものとなっている。

調査結果については、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

民間事業所における初任給の改定状況は、表－3 のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 31.3%、高校卒で 30.8% となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 29.7%、高校卒で 41.4%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 67.5%、高校卒で 55.7% となっている。

表－3 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者 の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし %
			増 額 %	据 置 き %	減 額 %	
大学 卒	規 模 計	31.3	(29.7)	(67.5)	(2.8)	68.7
	500 人以上	40.8	(35.3)	(64.7)	—	59.2
	100 人以上 500 人未満	27.7	(27.3)	(64.4)	(8.3)	72.3
	50 人以上 100 人未満	14.8	(100.0)	—	—	85.2
高校 卒	規 模 計	30.8	(41.4)	(55.7)	(2.9)	69.2
	500 人以上	30.2	(54.4)	(45.6)	—	69.8
	100 人以上 500 人未満	35.2	(40.3)	(53.2)	(6.5)	64.8
	50 人以上 100 人未満	22.2	—	(100.0)	—	77.8

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

(2) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況は、表－４のとおりであり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.0%となっている。

また、民間における定期昇給の状況は、表－５のとおりであり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.9%となっている。そのうち昇給額について、昨年に比べて増額した事業所の割合は26.1%、減額した事業所の割合は9.7%、変化なしとした事業所の割合は56.2%となっている。

表－４ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
	%	%	%	%
係員	25.0	24.3	0.7	49.9
課長級	17.1	20.3	0.9	61.7

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

表－５ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係員	93.9	91.9	26.1	9.7	56.2	1.9	6.1
課長級	83.8	80.4	22.0	5.6	52.8	3.4	16.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

3 職員と民間従業員の給与比較

(1) 月例給

前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式で、本年4月分の給与額を比較した。

較差の状況については、表－６のとおりであり、民間給与が職員の給与を1人当たり58円(0.02%)上回っていることが明らかになった。

表－6 民間給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
377,821 円	377,763 円	58 円 (0.02%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、表－7のとおり、平均所定内給与月額 of 4.31 月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.45 月)が民間事業所の特別給を 0.14 月分上回っている。

表－7 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (A ₁) 上半期 (A ₂)
特別給の支給額	下半期 (B ₁) 上半期 (B ₂)	776,708 円 790,803 円	
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B_1}{A_1} \right]$ 上半期 $\left[\frac{B_2}{A_2} \right]$	2.14 月分 2.17 月分	
特別給の支給割合年間計		4.31 月分	

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で 4.45 月である。

4 物価及び生計費の動向

本年4月の小売物価統計調査(総務省)に基づく消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国で0.4%下落しているのに対し、水戸市では0.2%上昇している。

また、本委員会が家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月の水戸市(調査対象世帯数96世帯)の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ160,323円、170,626円及び180,932円となっている。

(資料編 3 生計費関係資料 参照)
 (資料編 4 労働経済関係資料 参照)

5 給与制度等をめぐる動向

(1) 国の動向

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理に関する報告を行った。

また、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と認め、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った（巻末掲載）。

主な給与等の報告及び勧告は、次のとおりである。

ア 月例給は改定なし

イ ボーナス（期末手当）を引下げ（△0.15月分）

(2) 都道府県の動向

国家公務員の行政職の職員の俸給と本県のこれに相当する行政職の職員の給料について、国家公務員の俸給を100とし、ラスパイレス方式で比較したところ、令和2年4月1日現在、本県のラスパイレス指数は100.7（地域手当補正後は99.4）である。

各都道府県のラスパイレス指数の状況は、表－8のとおりとなっている。

表－8 都道府県の給与比較

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
団体数	4 団体	6 団体	16 団体	15 団体	6 団体
団体数（地域手当補正後）	6	9	17	12	3

むすび

職員の給与決定等の基礎となる諸条件は、以上のとおりである。これらを総合的に検討した結果、本委員会の見解は、次のとおりである。

1 職員の給与

(1) 公民較差等に基づく給与改定

ア 月例給

月例給については、民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、民間給与との較差が極めて小さいことから、公民較差等に基づく改定を行わないこととする。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告に準ずることを基本として、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、所要の改定を行う必要がある。

(2) 新たな職の設置に伴う教員給与の改定

学校教育法において、小学校、中学校、高等学校等に新たに主幹教諭及び指導教諭（以下「主幹教諭等」という。）の職を設置することができることとなっている。

県教育委員会では、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図ることを目的として、令和4年度から主幹教諭等を設置することとしている。

本委員会では、教育委員会からの要請を受け、主幹教諭等の給与上の処遇について、地方公務員法に定める職務給の原則の観点から検討を行った。その結果、主幹教諭等については、その職務職責に応じた適切な処遇を図るため、教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を改定し、3級（教頭）と2級（教諭）との間に特2級を設けることが適当である。

また、他の教員との均衡を考慮して、教職調整額や諸手当等について、所要の措置を講ずる必要がある。

(3) 給与制度の整備に係る諸課題

従来から公務をめぐる環境の変化に適切に対応し、所要の制度改正を行ってきたところであるが、次に掲げる課題など、給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、検討を進める必要がある。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出と併せて、期末手当及び勤勉手当の在職期間等から除算する育児休業期間の取扱いを見直すこととした。これにより、子の出生後8週間以内における育児休業期間又はそれ以外の育児休業期間のうち、1か月以下であるものは、それ

ぞれ手当の対象期間から除算しないこととなる。

本県においては、育児休業を取得する職員の期末手当及び勤勉手当について、今後国が行う関係法の改正等を踏まえ、国に準じて、在職期間等から除算する育児休業期間の取扱いを検討する必要がある。

2 公務の運営

(1) 人材の確保及び育成

ア 人材の確保

若年人口の減少や就業意識の多様化などを背景に、本県職員を目指す受験者の確保は大変厳しい状況が続いている。そのような中、複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務の担い手となる有為の人材の確保が重要である。

このような中、本県職員を目指す受験者の増加に向けて、職員採用パンフレットの作成、大学等における説明会等により、県の仕事の魅力ややりがいなどの広報を行ってきたところである。さらに、茨城県職員の仕事内容等に関するスライドショー動画を人事委員会ホームページや「いばキラTV」で公開したほか、オンラインでのガイダンスの開催、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）による情報発信など、インターネットを活用した人材確保対策にも努めており、引き続き積極的に取り組む必要がある。

受験者確保が困難だった獣医師については、本年度に獣医師手当を新設するとともに、採用の方法を採用試験から採用選考へ変更した。本年春に実施した獣医師採用選考では採用予定者数に見合う合格者が得られた。

組織活力の向上を図る上では、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している多様な人材を活用していくことが重要である。本県では社会人経験者採用選考や、民間企業等に雇用されている者を県へ受け入れる行政実務研修員などの取組を実施している。引き続き、民間の知見を公務に取り入れていくことが必要である。

本県では、これまでも障害者の雇用を進め、法定雇用率を満たしているところである。今後も障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）等の趣旨を踏まえ、障害者雇用の積極的推進と、障害者が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。

イ 女性の採用及び登用の促進

本県では、各任命権者において「茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン」等（計画期間：令和3年4月から令和8年3月まで）を定め、女性職員割合及び登用の拡大を進めることとしている。

女性職員の割合拡大のためには、その入り口となる採用の拡大が重要であると考えられる。そのため、大学等が主催する学内説明会や職員ガイダン

ス、ホームページ等を活用して、女性職員のキャリア支援や子育て支援等、職員が働きやすい職場であることを積極的に広報することにより、さらなる受験者確保に努めていく必要がある。

また、女性職員の登用の拡大は、女性の活躍の進捗状況を示す指標でもあることから、引き続き、公正な人事評価に基づき、意欲と能力のある女性職員の登用に取り組んでいくことが重要である。

ウ 人材の育成

複雑かつ高度化する行政課題に的確に対応していくためには、強い使命感や経営感覚、豊かな創造力を有する人材の育成が重要である。

本県では、各職層に応じた一般研修に加え、「政策形成能力の強化」及び「民間の知見の積極的な活用」に重点を置いた研修を実施しているほか、本年度、民間企業の行動原理を学ぶためのコースを新設し、意欲ある若手職員を選抜・受講させているなど、研修の充実を図っている。

さらに、民間企業等への派遣研修、国、他県及び市町村との人事交流を行っているところである。

任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革につながるよう、引き続き人材の育成に取り組む必要がある。

(2) 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

妊娠、出産、育児等と仕事の両立を図るため、多様で柔軟な働き方が可能となる勤務環境を整備することが重要な課題となっている。

人事院は、本年、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行い、あわせて、人事院報告において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休暇、休業等に関する措置を一体的に講じるとしているところである。

本県においても、国の動向を注視しながら、非常勤職員も含め、男性職員の育児休業、不妊治療のための休暇等の各種支援制度の円滑な措置のために、条例等の整備その他の所要の準備を進めることが必要である。

(3) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正等

人材確保をめぐる状況が厳しい中、長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点から重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスの推進、魅力ある職場づくりや多様で有為の人材確保にも資するものである。

本県では、平成 31 年 4 月から、職員の勤務時間に関する規則において、時間外勤務命令を行うことができる上限を設定しており、その上限を超え

た場合は、各任命権者に事後的な検証を義務付けている。

任命権者においては、長時間労働の是正に向けた取組を進めており、月 80 時間を超える時間外勤務の未然防止のため、本年 3 月からは新たに R P A (Robotic Process Automation: ロボットによる業務自動化) を活用して過重労働の早期是正に取り組んでいる。

また令和 2 年度は、主に新型コロナウイルス感染症への対応で年 720 時間を超える時間外勤務が見受けられたが、任命権者においては、全庁的な応援体制の構築や職員の増員、一部の保健所業務の本庁集約などによる時間外勤務縮減の取組も見られた。

引き続き、各職場におけるマネジメント強化や緊急性・重要性の高い業務への機動的な人員配置等により、職員の時間外勤務の縮減を推進していく必要がある。

なお、教職員については、昨年度、県教育委員会が県立学校、市町村立学校 12 校を働き方改革のモデル校に指定し、完全退勤時間の設定や部活動指導の負担軽減などの実践的な取組を行った結果、時間外勤務の縮減が検証できた。こうした取組を引き続き進め、教職員の長時間労働の是正に向け、学校、市町村教育委員会及び県教育委員会が相互に連携して、学校における働き方改革を推進していくことが重要である。

イ テレワーク等の柔軟な働き方への対応

本県は、時差出勤制度、テレワーク等の柔軟な働き方が可能となる制度を整備してきたところであるが、これらの制度は、育児、介護等のために時間の制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランスにも資するものである。このため、引き続き利用状況の検証等を行い、更なる制度の整備及び利用の促進を図る必要がある。

また、人事院は、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況を把握し、引き続き研究を進めることとしており、本県においても、その状況を注視していく必要がある。

ウ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものである。

本県では、任命権者において、ハラスメントの防止に関する要綱が制定されており、ハラスメントの防止や対応に係る様々な取組がなされているところである。

しかしながら、本委員会の苦情相談制度の利用件数は年々増加傾向にあり、そのうちハラスメント等に係る相談は令和 2 年度の実績で約 7 割を占めている。職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な勤務環境を実現するために、引き続き取組を進める必要がある。

エ 心の健康づくりの推進等

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。

本県では、メンタルヘルス対策として、研修会の開催や各種相談制度、職場復帰支援制度の実施などに取り組んでいるほか、特に、過重労働に係る健康障害防止のために過重労働報告の徹底を図っているところである。

しかしながら、依然としてメンタル疾患による長期病休者数が多いことを踏まえて、任命権者においては、相談を希望する職員がより相談しやすい体制となるようカウンセラーの増員や夜間相談の実施、相談する医療機関の拡充などにも取り組んでいるところである。引き続き、職員の心の健康づくりの推進に努めていく必要がある。

また、心の不調を早期に発見し適切に対処できるよう、相談しやすい職場環境づくりに引き続き取り組むとともに、職員の円滑な職場復帰支援や再発防止に向けたフォローアップの充実に努めていく必要がある。

(4) 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

ア 定年の引上げ

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）が令和3年6月11日に公布され、定年が段階的に65歳に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢や定年前再任用短時間勤務等の制度が新たに設けられることとなった。

改正法は令和5年4月から施行されるため、各制度の導入が円滑に行われるよう、中長期的な定員の適正管理及び60歳を超える職員の給与の検討、関係条例等の整備その他の所要の準備を着実に進める必要がある。

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や意欲を高め、公務運営の活性化を図るためには、能力・実績等に基づいた公正な人事管理を進めていくことが重要である。

その基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図るため、全ての職員を対象に人事評価制度が導入されている。

また、知事部局等の任命権者において、昨年から人事評価制度の見直しが行われ、よりきめ細やかな評価区分となったところである。

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づく指導・助言を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、人事評価制度を円滑に運用する上で、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

(5) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者として、高い倫理観を持つことが常に求められており、本委員会でも、この旨をかねてから報告し、公務員倫理の徹底を促してきたところである。

しかしながら、一部の職員によるわいせつ行為、飲酒運転等の法令遵守意識に欠ける事案が見られ、県民からの県全体に対する信頼の低下が懸念される。

一人の職員の行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを認識し、県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、任命権者において、改めて職員の公務員倫理の徹底を図る必要がある。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通して、公務運営の安定に寄与しているところである。

このような本制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実現されるよう要請する。

職員にあっては、県民の視点に立った、質が高く、効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理観と使命感をもって全力で職務に専念することを望むものである。

別紙第2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年茨城県条例第55号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和3年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分(再任用職員にあつては、0.625月分)とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分(再任用職員にあつては、0.525月分)とすること。

ウ 医療大学の学長の職にある職員

期末手当の支給割合を0.575月分(再任用職員にあつては、0.3月分)とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.675月分)とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分)とすること。

ウ 医療大学の学長の職にある職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.325月分)とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

- (2) 令和4年6月期以降
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

- (1) 令和3年12月期
期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
- (2) 令和4年6月期以降
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 給与制度改革のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

- (1) 給料表
現行の教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を別記のとおり改定すること。
- (2) 諸手当
他の教員との均衡を考慮して、主幹教諭及び指導教諭に対する諸手当を支給するため所要の措置を講ずること。

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正

主幹教諭及び指導教諭に対して教職調整額を支給すること。

III 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、Iの1の(2)、2の(2)、3の(2)及びIIについては、令和4年4月1日から実施すること。

別記

教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円		円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	

	41	233,600	288,600	352,400	404,800
	42	235,300	290,900	354,500	406,200
	43	236,900	293,200	356,400	407,500
	44	238,500	295,700	358,500	409,000
	45	239,900	297,700	360,300	410,600
	46	241,200	300,100	362,300	411,900
	47	242,500	302,300	364,200	413,400
	48	243,700	304,900	366,200	415,000
	49	245,100	307,200	367,800	416,700
	50	246,600	309,600	369,600	418,100
	51	247,800	311,900	371,500	419,700
	52	249,300	314,100	373,500	421,200
	53	250,400	316,300	375,300	422,900
	54	251,600	318,300	377,100	424,400
再	55	253,000	320,300	378,900	426,000
任	56	254,000	322,300	380,600	427,600
	57	255,300	324,200	382,100	429,100
用	58	256,300	326,300	383,700	430,600
	59	257,400	328,400	385,400	431,800
職	60	258,600	330,400	387,100	433,000
	61	259,900	332,500	388,300	434,200
員	62	260,900	334,600	389,700	435,500
	63	262,300	336,800	391,100	436,800
以	64	263,400	339,000	392,400	438,000
	65	264,700	340,700	393,800	439,200
外	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
の	68	269,100	347,100	397,800	442,800
	69	270,500	348,900	399,100	444,000
職	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
員	72	274,400	354,800	403,100	447,600
	73	275,500	356,400	404,400	448,700
	74	276,700	358,300	405,800	449,300
	75	278,000	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	

89	293,900	381,200	424,000
90	295,000	382,500	425,000
91	296,200	383,700	426,000
92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円		円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	

	41	232,600	263,600	351,300	374,000
	42	234,300	266,000	353,100	375,400
	43	235,900	268,200	354,700	376,800
	44	237,500	270,400	356,400	378,300
	45	239,200	272,500	358,200	379,700
	46	240,700	274,700	359,900	381,300
	47	242,000	276,900	361,200	382,900
	48	243,400	278,800	362,800	384,400
	49	244,600	281,100	364,000	385,800
	50	246,000	283,000	365,500	387,300
	51	247,400	284,900	367,100	388,800
	52	248,600	286,900	368,700	390,200
	53	249,700	288,600	370,100	391,400
	54	251,100	290,900	371,600	392,700
	55	252,300	293,200	373,100	393,800
再	56	253,300	295,700	374,600	394,900
任	57	254,500	297,700	376,100	396,300
	58	255,700	300,100	377,500	397,500
	59	256,800	302,300	378,900	398,700
用	60	258,000	304,900	380,200	400,000
	61	259,400	307,200	381,100	401,200
職	62	260,200	309,600	382,300	402,200
	63	261,400	311,900	383,500	403,600
員	64	262,300	314,100	384,600	404,900
	65	263,300	316,300	385,500	406,100
以	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
外	68	267,100	322,300	388,800	409,500
	69	268,700	324,200	390,000	410,500
の	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
職	72	272,900	330,400	393,300	414,100
	73	273,900	332,500	394,300	414,700
員	74	274,900	334,600	395,400	415,500
	75	276,100	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000

89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700	414,900	
111	303,200	383,700	415,200	
112	303,500	384,700	415,400	
113	303,700	385,300	415,600	
114	303,900	386,200	415,900	
115	304,100	387,100	416,200	
116	304,400	388,000	416,400	
117	304,700	388,800	416,600	
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		

	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

資 料 編

目 次

1 職員給与関係資料	1
第 1 表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	2
第 2 表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第 3 表 給料表別平均給与月額	3
第 4 表 職員別平均給与月額	4
第 5 表 扶養に関する調	5
その 1 職員別扶養手当支給状況	5
その 2 職員別扶養親族数	5
第 6 表 住居に関する調	6
その 1 職員別住居手当支給状況	6
その 2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額	6
その 3 住居区分別、職員別、住居手当額別人員	7
その 4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比	8
第 7 表 通勤に関する調	9
その 1 職員別通勤手当支給状況	9
その 2 通勤方法別、職員別人員及び構成比	9
その 3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比	10
その 4 交通機関等利用者の 1 か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比 並びに平均負担額	11
第 8 表 給料表別、級別、号給別人員分布	12
その 1 行政職給料表	12
その 2 公安職給料表	15
その 3 海事職給料表	18
その 4 教育職給料表(一)	20
その 5 教育職給料表(二)	23
その 6 教育職給料表(三)	26
その 7 研究職給料表	29
その 8 医療職給料表(一)	31
その 9 医療職給料表(二)	33
その 10 医療職給料表(三)	35
その 11 福祉職給料表	38
その 12 特定任期付職員給料表	41
その 13 第 2 号任期付研究員給料表	41

第 9 表	給料表別、年齢別人員分布	42
第 10 表	年齢別人員分布図（行政職）	43
第 11 表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	44
第 12 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	46
その 1	常勤職員	46
その 2	短時間勤務職員	46
2	民間給与関係資料	47
第 13 表	産業別、企業規模別調査事業所数	48
第 14 表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	49
第 15 表	企業規模別、職種別給与額等	50
その 1	給与比較の対象職種	50
その 2	給与比較の対象外職種	58
第 16 表	民間における家族手当の支給状況	60
第 17 表	民間における在宅勤務手当の支給状況	60
その 1	在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	60
その 2	在宅勤務手当の支給の検討状況	60
第 18 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60
第 19 表	民間における定年制の状況	61
第 20 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	61
第 21 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している 事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準	61
3	生計費関係資料	63
第 22 表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和 3 年 4 月、水戸市）	63
4	労働経済関係資料	64
第 23 表	労働経済指標	64
	(参考) 技能労務職員関係資料	66
1	技能労務職員給与関係資料	66
第 1 表	給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数	66
第 2 表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	66

第 3 表	給料表別平均給与月額	66
第 4 表	扶養に関する調	66
その 1	扶養手当支給状況	66
その 2	扶養親族数	66
第 5 表	住居に関する調	67
その 1	住居手当支給状況	67
その 2	住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額	67
その 3	住居区分別、住居手当額別人員	67
その 4	住居区分別、生計区分別人員及び構成比	67
第 6 表	通勤に関する調	68
その 1	通勤手当支給状況	68
その 2	通勤方法別人員及び構成比	68
その 3	通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比	68
第 7 表	給料表別、級別、号給別人員分布	69
その 1	現業職給料表(一)	69
その 2	現業職給料表(二)	72
第 8 表	手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員 1 人当たり平均受給月額	74
2	民間技能労務従業員給与関係資料	75
第 9 表	職種別給与額等	75
第 10 表	民間における特別給の支給状況	75
	(参考) 人事院の報告及び勧告	76
	(参考) 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出	80

1 職員給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和3年職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与制度を検討する基礎資料を得るため、令和3年4月1日現在における職員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象職員

調査日現在において、「職員の給与に関する条例」の適用を受ける職員について調査した。ただし、次に掲げる職員は、調査の対象から除外した。

ア 調査日付で退職した職員

イ 休職中の職員

(専従休職中及び停職中の職員を含む。)

ウ 海外派遣職員

(「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」適用者)

エ 育児休業中の職員

オ 無給休暇中の職員

カ 大学院修学休業中の職員

キ 公益的法人等派遣職員

(「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」適用者)

ク 再任用職員

ケ 非常勤職員及び臨時的に任用されている職員

(3) 集 計

電子計算システムに導入されている職員の給与資料により行った。

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	30,846人	41.9歳	19.6年
行政職給料表	6,051	42.4	20.8
公安職給料表	4,727	37.3	18.3
海事職給料表	21	45.5	26.5
教育職給料表(一)	104	49.5	25.3
教育職給料表(二)	6,052	44.0	20.7
教育職給料表(三)	13,118	42.4	19.0
研究職給料表	251	40.2	17.1
医療職給料表(一)	25	41.5	16.6
医療職給料表(二)	249	40.0	16.2
医療職給料表(三)	196	42.0	19.3
福祉職給料表	44	38.6	15.9
特定任期付職員給料表	6	57.3	
第2号任期付研究員給料表	2	52.6	

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	80.8%	6.1%	13.1%	0.0%	57.3%	42.7%
行政職給料表	50.9	13.5	35.5	0.0	65.4	34.6
公安職給料表	59.3	3.1	37.6		88.7	11.3
海事職給料表	4.8	14.3	81.0		100.0	
教育職給料表(一)	80.8	19.2			53.8	46.2
教育職給料表(二)	95.7	2.8	1.5		55.3	44.7
教育職給料表(三)	95.7	4.3	0.0		43.7	56.3
研究職給料表	96.4	0.8	2.8		74.9	25.1
医療職給料表(一)	100.0				60.0	40.0
医療職給料表(二)	88.4	11.6			43.8	56.2
医療職給料表(三)	42.3	57.1	0.5		4.6	95.4
福祉職給料表	77.3	20.5	2.3		56.8	43.2
特定任期付職員給料表	83.3		16.7		100.0	
第2号任期付研究員給料表	100.0				100.0	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	管理職手当	扶養手当	住居手当	その他	計
全給料表	350,106円	21,870円	4,959円	7,717円	5,543円	362円	390,557円
行政職給料表	329,081	21,084	7,940	8,060	6,053	127	372,345
公安職給料表	324,390	20,398	2,368	11,808	5,617	927	365,508
海事職給料表	377,052	23,713	0	18,167	4,405	0	423,337
教育職給料表(一)	433,853	27,091	9,555	8,115	5,536	3,352	487,502
教育職給料表(二)	377,545	23,299	2,731	8,245	6,082	0	417,902
教育職給料表(三)	356,577	22,034	5,549	5,927	4,988	16	395,091
研究職給料表	334,541	20,875	5,924	7,448	8,048	0	376,836
医療職給料表(一)	434,256	76,773	41,396	4,180	7,208	217,432	781,245
医療職給料表(二)	324,115	19,971	2,815	5,920	6,802	0	359,623
医療職給料表(三)	333,777	20,329	935	4,102	3,909	0	363,052
福祉職給料表	323,000	19,827	0	7,455	5,150	0	355,432
特定任期付職員給料表	562,667	33,760	0	0	0	5,000	601,427
第2号任期付研究員給料表	331,000	19,860	0	0	0	0	350,860

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額等を含む。

2 その他には、初任給調整手当及び単身赴任手当(基礎額)を含む(第4表について同じ)。

第4表 職員別平均給与月額

職員の区分 区分		職員の区分			警察職員	教育職員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
令 3 ・ 4 ・ 1	給料	350,106	329,933	333,639	324,390	363,578
	地域手当	21,870	21,228	21,401	20,398	22,459
	管理職手当	4,959	7,517	8,184	2,368	4,685
	扶養手当	7,717	7,850	8,318	11,808	6,666
	住居手当	5,543	6,078	6,089	5,617	5,334
	その他	362	911	132	927	29
	計	390,557	373,517	377,763	365,508	402,751
令 2 ・ 4 ・ 1	給料	352,082	332,356	337,472	323,404	366,198
	地域手当	22,008	21,399	21,651	20,322	22,641
	管理職手当	5,018	7,595	8,373	2,350	4,757
	扶養手当	7,822	8,057	8,628	11,545	6,819
	住居手当	5,481	5,941	5,824	5,822	5,233
	その他	395	926	141	1,063	41
	計	392,806	376,274	382,089	364,506	405,689

(注) 職員別の区分は、次による(第5表、第6表及び第7表について同じ)。

- 1 一般職員：警察職員及び教育職員以外の職員
- 2 行政職員：行政職給料表の適用を受ける職員のうち、新規学卒の採用者等を除いた職員
- 3 警察職員：公安職給料表の適用を受ける職員
- 4 教育職員：教育職給料表(一)～(三)の適用を受ける職員

第5表 扶養に関する調

その1 職員別扶養手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	11,409	19,437	30,846	7,717	20,864
一般職員	2,641	4,204	6,845	7,850	20,346
警察職員	2,539	2,188	4,727	11,808	21,984
教育職員	6,229	13,045	19,274	6,666	20,628

その2 職員別扶養親族数

区分 職員の区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	5,010	17,415	789	23,214	0.8	2.0
一般職員	1,175	3,812	233	5,220	0.8	2.0
警察職員	1,666	4,113	60	5,839	1.2	2.3
教育職員	2,169	9,490	496	12,155	0.6	2.0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 住居に関する調

その1 職員別住居手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	6,842	24,004	30,846	5,540	24,975
一般職員	1,675	5,170	6,845	6,078	24,839
警察職員	1,067	3,660	4,727	5,597	24,795
教育職員	4,100	15,174	19,274	5,334	25,077

(注) 職員が居住する住居についての状況である。

配偶者等の居住する住居	受給人員	受給者1人当たり平均受給月額
		7

(注) 「配偶者等」とは単身赴任手当受給職員の配偶者等をいう。

その2 住居手当受給者の住居区分別、職員別人員及び平均受給月額

区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
賃貸住宅	公営住宅	15	18,867	9	16,700	1	6,500	5	25,240
	民間借家	6,827	24,988	1,666	24,883	1,066	24,812	4,095	25,077
	計	6,842	24,975	1,675	24,839	1,067	24,795	4,100	25,077

(注) 住居手当受給者の職員が居住する住居についての状況である。

その3 住居区分別、職員別、住居手当額別人員

区分		住居手当額			
		11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公 営 住 宅	全職員	2 ^人	11 ^人	2 ^人	15 ^人
	一般職員	1	7	1	9
	警察職員	1	0	0	1
	教育職員	0	4	1	5
民 間 借 家	全職員	19	4,474	2,334	6,827
	一般職員	6	1,060	600	1,666
	警察職員	1	757	308	1,066
	教育職員	12	2,657	1,426	4,095
計	全職員	21	4,485	2,336	6,842
	一般職員	7	1,067	601	1,675
	警察職員	2	757	308	1,067
	教育職員	12	2,661	1,427	4,100
構 成 比	全職員	0.3 [%]	65.6 [%]	34.1 [%]	100.0 [%]
	一般職員	0.4	63.7	35.9	100.0
	警察職員	0.2	70.9	28.9	100.0
	教育職員	0.3	64.9	34.8	100.0

- (注) 1 主たる生計維持者である職員が居住する住居についての状況である。
- 2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は7人（受給者1人当たり平均受給月額8,786円）である。
- 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

その4 住居区分別、生計区分別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	9,441 ^人	30.6 [%]	2,339 ^人	34.2 [%]	1,721 ^人	36.4 [%]	5,381 ^人	27.9 [%]
	その他	11,926	38.7	2,407	35.2	736	15.6	8,783	45.6
	小計	21,367	69.3	4,746	69.3	2,457	52.0	14,164	73.5
公舎等	主たる生計維持者	1,212	3.9	91	1.3	1,085	23.0	36	0.2
	その他	63	0.2	22	0.3	23	0.5	18	0.1
	小計	1,275	4.1	113	1.7	1,108	23.4	54	0.3
公営住宅	主たる生計維持者	15	0.0	9	0.1	1	0.0	5	0.0
	その他	20	0.1	8	0.1	1	0.0	11	0.1
	小計	35	0.1	17	0.2	2	0.0	16	0.1
民間借家	主たる生計維持者	6,827	22.1	1,666	24.3	1,066	22.6	4,095	21.2
	その他	1,342	4.4	303	4.4	94	2.0	945	4.9
	小計	8,169	26.5	1,969	28.8	1,160	24.5	5,040	26.1
計	主たる生計維持者	17,495	56.7	4,105	60.0	3,873	81.9	9,517	49.4
	その他	13,351	43.3	2,740	40.0	854	18.1	9,757	50.6
	合計	30,846	100.0	6,845	100.0	4,727	100.0	19,274	100.0

(注) 1 職員が居住する住居についての状況である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

第7表 通勤に関する調

その1 職員別通勤手当支給状況

区分 職員の区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
全職員	28,171人	2,675人	30,846人	9,790円	10,719円
一般職員	6,095	750	6,845	12,911	14,500
警察職員	3,768	959	4,727	9,380	11,767
教育職員	18,308	966	19,274	8,782	9,245

その2 通勤方法別、職員別人員及び構成比

職員の区分 区分		全職員		一般職員		警察職員		教育職員	
		人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
徒歩		905人	2.9%	372人	5.4%	426人	9.0%	107人	0.6%
交通機関等利用		572	1.9	410	6.0	63	1.3	99	0.5
交通用具使用	自転車	596	1.9	317	4.6	234	5.0	45	0.2
	原動機付自転車	86	0.3	19	0.3	61	1.3	6	0.0
	自動車	28,511	92.4	5,606	81.9	3,928	83.1	18,977	98.5
	小計	29,193	94.6	5,942	86.8	4,223	89.3	19,028	98.7
交通機関等と交通用具併用	交通機関等と自転車	53	0.2	40	0.6	4	0.1	9	0.0
	交通機関等と原動機付自転車	10	0.0	5	0.1	2	0.0	3	0.0
	交通機関等と自動車	113	0.4	76	1.1	9	0.2	28	0.1
	小計	176	0.6	121	1.8	15	0.3	40	0.2
計		30,846	100.0	6,845	100.0	4,727	100.0	19,274	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が小計及び計とそれぞれ一致しない場合がある。

その3 通勤方法別、職員別、通勤距離別人員及び構成比

区分		通勤距離		人員	2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上
		人員	構成比										
徒歩	全職員	905人	95.8%		4.1%	0.1%							
	一般職員	372	93.8		6.2								
	警察職員	426	97.7		2.3								
	教育職員	107	95.3		3.7	0.9							
交通機関等利用	全職員	572		36.9	18.0	11.0	8.6	6.8	9.3	6.5	3.0		
	一般職員	410		41.0	16.8	10.2	6.8	6.6	9.0	6.3	3.2		
	警察職員	63		34.9	19.0	6.3	6.3	9.5	7.9	12.7	3.2		
	教育職員	99		21.2	22.2	17.2	17.2	6.1	11.1	3.0	2.0		
交通用具使用	自転車	全職員	596	36.9	61.9	1.2							
		一般職員	317	39.1	60.9								
		警察職員	234	34.2	65.0	0.9							
		教育職員	45	35.6	53.3	11.1							
	原動機付自転車	全職員	86	9.3	67.4	18.6	3.5	1.2					
		一般職員	19	5.3	84.2	10.5							
		警察職員	61	11.5	60.7	21.3	4.9	1.6					
		教育職員	6		83.3	16.7							
	自動車	全職員	28,511	4.6	37.0	33.2	14.5	5.1	2.4	1.9	0.8	0.5	
		一般職員	5,606	3.9	32.4	26.4	15.4	8.1	5.4	5.0	2.1	1.3	
		警察職員	3,928	10.8	31.1	25.1	17.6	6.7	4.4	2.5	1.2	0.5	
		教育職員	18,977	3.5	39.7	36.9	13.5	3.9	1.2	0.8	0.3	0.2	
交通用具併用	全職員	176		4.5	8.5	14.2	17.0	17.6	13.1	15.3	9.7		
	一般職員	121		5.8	9.9	13.2	12.4	12.4	14.9	20.7	10.7		
	警察職員	15			6.7	33.3	20.0	26.7	6.7	6.7			
	教育職員	40		2.5	5.0	10.0	30.0	30.0	10.0	2.5	10.0		
計	全職員	30,846	7.8	36.4	31.1	13.7	5.0	2.5	2.0	1.0	0.6		
	一般職員	6,845	10.1	32.5	22.8	13.5	7.3	5.0	4.9	2.5	1.5		
	警察職員	4,727	19.6	30.5	21.4	14.9	5.8	3.9	2.2	1.2	0.5		
	教育職員	19,274	4.0	39.3	36.5	13.4	4.0	1.3	0.9	0.4	0.2		

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

その4 交通機関等利用者の1か月当たり運賃負担額別、職員別人員及び構成比並びに平均負担額

職員の区分 区分	全 職 員		一 般 職 員		警 察 職 員		教 育 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
10,000円以下	143 ^人	19.1 [%]	88 ^人	16.6 [%]	28 ^人	35.9 [%]	27 ^人	19.4 [%]
10,001円以上 20,000円以下	275	36.8	197	37.1	28	35.9	50	36.0
20,001円以上 30,000円以下	159	21.3	111	20.9	9	11.5	39	28.1
30,001円以上 40,000円以下	111	14.8	93	17.5	4	5.1	14	10.1
40,001円以上 50,000円以下	52	7.0	35	6.6	8	10.3	9	6.5
50,001円以上 55,000円以下	6	0.8	5	0.9	1	1.3		
55,001円以上	2	0.3	2	0.4				
計	748	100.0	531	100.0	78	100.0	139	100.0
負担者1人当たり負担額	円 20,623		円 21,389		円 17,027		円 19,715	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第8表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1							
3									
4									
5							1		
6		3							
7									
8		1							1
9	28	109							1
10		7				1			1
11		12	2						1
12		6	1						
13	30	109	14				1		4
14	1	13	11						3
15		13	57						8
16	1	12	11						4
17	47	96	18						1
18	2	15	4						2
19	2	11	53						2
20	2	14	24	1					1
21	43	107	17						
22	5	20	12	1					
23	4	15	52	1					
24	2	9	12						
25	35	68	26	1					
26	9	20	15	1					
27	6	8	34	3				2	1
28	3	6	10	2				5	
29	126	23	17	6				9	
30	3	10	11	6				10	
31	5	9	40	10				7	
32	5	4	21	8			6	10	
33	129	12	19	3			5	3	
34	5	3	18	2			9	1	
35	6	2	33	6			31		
36	4	1	12	6			15		
37	119	11	19	5			20		
38	8	5	9	3			16		
39	7	4	21	5			26		
40	3	3	13	12	1		15		
41	5	3	31	11	1	1	9		
42	1	3	14	14			12		
43	2	7	27	14	1	1	10		
44		2	16	3	1		19		
45	5	5	23	7			18		
46		1	20	6	2	2	4		
47		2	15	20	1	5	14		
48			7	9		3	6		
49		1	17	29		7	8		
50		1	20	32		10	1		
51	1		8	20		39	4		
52			6	15	6	24	4		
53	7		16	27		27	4		
54			12	41	8	45	2		
55			19	25	1	58	3		
56	1	1	7	29		22	5		
57	5		10	23	2	30	7		
58			15	30	7	24	2		
59			13	26	4	54	3		
60		1	12	26	8	19	3		

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	人	人	11 人	19 人	5 人	22 人	10 人	人	人
62	1	1	7	32	10	37			
63	1		2	28	6	45			
64			7	36	15	13			
65	1		10	22	5	21			
66			6	29	13	21			
67			13	26	5	36			
68	1		5	22	4	30			
69		1	6	26	2	31			
70			7	20	9	11			
71			5	33		16			
72			2	26	10	11			
73			4	35	6	13			
74			2	34	14	26			
75	1		2	19	14	42			
76			6	31	9	24			
77			4	23	9	24			
78			7	14	11	40			
79			1	24	14	28			
80				30	11	33			
81	1		6	17	12	26			
82			3	18	9	32			
83			4	21	49	26			
84	1		2	18	11	23			
85			3	25	10	263			
86			4	15	10				
87	1		3	11	11				
88	1		2	15	3				
89	3	1	1	13	2				
90			2	6	3				
91			3	12	5				
92			1	16	4				
93	9		2	10	10				
94			2	7					
95			4	6					
96			2	8					
97			2	15					
98				9					
99			3	25					
100			2	17					
101			1	174					
102			2						
103			2						
104			2						
105			1						
106			1						
107			3						
108			2						
109			2						
110			1						
111			3						
112			2						
113			11						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122									
123									
124									
125									
計	688	792	1,105	1,476	354	1,266	293	47	30
職員総数								6,051 人	

その2 公安職給料表（警察官である職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 号給									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	37	3							
10									
11	7	4							
12	3	1							
13	45	49	3						
14		1		1					
15	7	13	3		1				
16	5	3							
17	56	40	11	11	1				
18		3	2	1	2				
19	2	22	3	8	3				
20	4	10	1	2					
21	8	106	20	26					
22		10	1	9	1				
23		24	8	28	9				
24		6	4	3	3	1			
25	78	91	55	29	4				
26		8	9	13	8		1		
27		28	35	33	9				
28		5	6	8	12				
29	1	102	46	47	10	1			
30		8	12	14	7	1	1		
31		30	33	33	12	2			1
32		5	14	11	18				8
33	5	65	39	31	15	2	2		1
34		15	19	18	13	1	3		1
35	1	18	28	40	8	1			4
36		11	10	12	21		2		3
37	2	13	35	44	14		1		2
38		11	10	15	20		1		2
39		7	23	42	11				1
40		2	7	27	19	3	4		
41	1	14	24	39	9				2
42		3	12	19	15	2	2		
43		4	18	45	19	1	1	1	1
44		6	11	27	19	2	4		
45	4	1	23	37	10	1		2	3
46		3	5	32	23	3	5	3	
47		2	14	34	7		2	8	
48			7	27	24	2	6	7	
49			14	30	12	1	2	3	
50		1	5	21	16	2	9	3	
51			10	23	12		1	3	
52	1	1	6	29	19	4	10	4	
53	1	1	9	27	9	1	3	7	
54			3	25	26	2	6	3	
55			3	15	12		12	4	
56			5	18	16	1	7	2	
57	1	1	3	18	13	2	3	1	
58				30	17		11	7	
59			2	22	5		10	2	
60			1	25	23	1	8	2	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61 号給	人	人	1 人	23 人	5 人	人	3 人	44 人	人
62				21	13		9		
63			1	15	8	2	7		
64				21	23	1	2		
65				18	13		3		
66				19	15	1	9		
67			1	16	11	2	1		
68				22	13	2	8		
69			1	15	11		6		
70				18	19		8		
71				17	5	1	3		
72				14	10	1	5		
73				11	11	1	7		
74			1	16	9		3		
75				5	2	1	1		
76			1	13	15		5		
77		1		9	8	1	5		
78				6	14	2	3		
79				9	4	2	3		
80				12	8	3	3		
81				10	6	2	4		
82				12	7	4			
83				5	4	1	1		
84				11	10	2	1		
85				6	3	2	27		
86				6	7	3			
87				4	2	5			
88	1			10	11	4			
89				2	6	19			
90				6	15	4			
91				3	5	8			
92				8	11	4			
93				3	4	36			
94				10	6				
95				2	4				
96				6	10				
97				4	5				
98				2	10				
99				2	6				
100				7	7				
101				3	49				
102				9					
103									
104				8					
105				2					
106				7					
107				4					
108				4					
109				5					
110				5					
111				5					
112				6					
113				3					
114				6					
115				2					
116				5					
117				3					
118				6					
119				3					
120				8					

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
121 号給	人	人	人	7 人	人	人	人	人	人
122				8					
123				4					
124			1	6					
125				37					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	270	752	619	1,624	932	151	244	106	29
職員総数								4,727 人	

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む船長、航海士、機関士、船舶通信士等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1 号給	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35			1			
36						
37						
38						
39						
40						
41			1			
42						
43						
44				1		
45						
46						
47			2			
48			2			1
49						
50						
51				1		
52						
53						
54						
55						
56				1		
57		1		1		
58			1			
59						
60						

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
61 号給	人	人	人	人	人	人
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70			1			
71						
72						
73						
74						
75			1			
76			1			
77						
78			1			
79			1			
80			1			
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100			1			
101						
計	0	1	14	5	0	1
職員総数					21 人	

その4 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		1		
14				
15				
16				
17				
18				1
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25		1		
26				
27				
28				
29		1		
30				
31				1
32				
33			1	
34				
35				1
36	1		2	3
37			1	
38				
39				
40				
41	2	1	1	
42				1
43				
44			1	1
45				
46			1	1
47				3
48				1
49	3		1	
50				2
51			1	2
52	1			
53	3		1	
54				
55				
56	1		1	2
57	1			
58				2
59	1			
60				1

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	1 人
62	1	2		
63				
64	1			1
65	1		1	
66				
67	2			
68	1	1		1
69	1			1
70	1		1	1
71				1
72			1	1
73	1			
74				2
75				3
76				
77		3	1	2
78				
79			2	
80		1		
81				
82	1		1	
83	1	1		
84				
85	1		1	
86	1		1	
87				
88	1		1	
89			5	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99		1		
100				
101				
102				
103				
104	1			
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				

	1級	2級	3級	4級
121 号給	人	人	人	人
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				1
特計	28	13	26	37
			職員総数	104 人

その5 教育職給料表(二)

〔 高等学校、特別支援学校等に勤務する
校長、教諭、実習助手等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		58		
6				
7				
8				
9		67		
10		1		
11		8		
12		6		
13		78		
14				
15		20		
16	1	6		
17		97		
18		1		
19		19		
20		6		
21		98		
22		1		
23		24		
24		11		
25	1	91		
26		9		
27		31		3
28	1	16		4
29	2	81		10
30		8		14
31		42		7
32		14		22
33	2	69		4
34		11		13
35	3	31		14
36	2	15		9
37	5	69		17
38	1	7		
39	1	27		
40		14		
41	3	78		
42	2	15		
43	1	39		
44	1	16		
45	5	75		
46	1	16		
47	2	19		
48	1	16		
49	1	73	1	
50	2	20		
51	2	29		
52	1	12		
53	3	64		
54		14		
55		42		
56		17		
57		74		
58	2	16		
59	1	34		
60		19		

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	58 人	3 人	人
62	2	17	4	
63	1	50	3	
64	4	18	8	
65	2	59	18	
66	1	23	10	
67	2	30	4	
68	2	30	9	
69	5	48	36	
70		17	1	
71		36	4	
72	1	18	15	
73	3	42	12	
74	1	21	4	
75		31	4	
76	1	33	8	
77	4	32	42	
78	3	38		
79	4	27		
80	1	27		
81	2	24		
82		30		
83	2	17		
84	2	25		
85	5	30		
86	2	33		
87	1	26		
88	2	57		
89		30		
90		28		
91	3	21		
92	1	29		
93	3	16		
94	1	23		
95	4	18		
96		34		
97	1	28		
98	2	20		
99	1	13		
100		39		
101	2	26		
102		50		
103	1	26		
104	1	47		
105	3	27		
106		31		
107	2	20		
108		47		
109	2	11		
110	3	43		
111	3	22		
112	2	53		
113	2	33		
114	1	38		
115	1	26		
116	2	66		
117	2	27		
118	2	32		
119	3	25		
120	2	51		

	1級	2級	3級	4級
121 号給	5 人	41 人	人	人
122	2	60		
123		9		
124	2	27		
125	3	29		
126	3	52		
127	2	34		
128		48		
129	2	26		
130		39		
131	2	27		
132	1	33		
133	2	24		
134		39		
135		26		
136	5	35		
137		36		
138	4	69		
139	2	78		
140		82		
141	2	127		
142	1	152		
143	4	108		
144	1	180		
145		500		
146	2			
147	2			
148	2			
149	1			
150	1			
151	1			
152	1			
153	44			
計	247	5,502	186	117
			職員総数	6,052 人

その6 教育職給料表（三）（小学校、中学校等に勤務する校長、教諭、助教諭等の職員に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	1			
16				
17		276		
18				
19		2		
20				
21		317		
22		1		33
23		20		46
24		14		111
25	18	318		47
26		4		51
27		37		61
28	1	25		94
29	18	284		16
30		6		41
31	3	49		33
32	4	31		23
33	14	276		2
34	1	16		36
35	1	48		20
36	3	40		8
37	9	282		63
38	2	18		
39	3	67		
40	3	35		
41	4	262		
42	1	21		
43	2	71		
44	2	45		
45	8	232		
46	2	32		
47	4	75		
48		46		
49	5	206		
50	2	32		
51		72		
52	2	68		
53	7	207		
54	3	38		
55	1	78		
56		48		
57	3	169		
58	3	43		
59		85		
60	3	46		

	1級	2級	3級	4級
61 号給	7 人	162 人	人	人
62		37		
63	3	59		
64	3	63		
65	6	136		
66		39		
67	2	63		
68		57		
69	2	122		
70	1	39		
71	4	65	1	
72	4	48		
73	2	129		
74	5	45		
75	2	66	1	
76	1	41	3	
77	4	100	13	
78		80	13	
79	3	64	6	
80	1	44	95	
81	4	65	68	
82	1	58	41	
83	2	52	19	
84	2	45	116	
85	10	56	37	
86	1	44	23	
87	2	48	10	
88	2	62	83	
89	7	65	3	
90	2	53	17	
91	3	40	1	
92	3	34	30	
93	11	52	197	
94	10	27		
95	4	46		
96	3	73		
97	7	43		
98		39		
99	4	38		
100	2	55		
101	2	45		
102	3	35		
103	2	51		
104	2	40		
105	2	36		
106	3	54		
107	3	44		
108	5	33		
109	5	41		
110	3	49		
111	3	38		
112	1	51		
113	5	42		
114	2	39		
115	1	45		
116	3	69		
117	8	41		
118	1	53		
119	3	44		
120	2	25		

	1級	2級	3級	4級
121 号給	3 人	19 人	人	人
122	1	50		
123	1	43		
124		55		
125	105	30		
126		53		
127		41		
128		70		
129		60		
130		83		
131		36		
132		17		
133		24		
134		71		
135		49		
136		78		
137		33		
138		22		
139		50		
140		76		
141		62		
142		71		
143		47		
144		44		
145		30		
146		40		
147		43		
148		67		
149		73		
150		56		
151		87		
152		156		
153		223		
154		207		
155		289		
156		347		
157		1051		
計	432	11,224	777	685
			職員総数	13,118 人

その7 研究職給料表

〔 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は
調査研究業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12					
13		4			
14					
15		1			
16					
17		8			
18					
19					
20					
21		6			
22					
23					
24		2	1		
25		9			
26		3			
27					
28					
29		7			
30		2			1
31					
32		4			
33		3			
34					
35		1			
36					
37		5	1		1
38		1	1		
39		1	1		
40		1	1		
41		3			
42					
43		3	2		
44		1	1		
45		2	1		
46		1			
47		1		1	
48		1	1	1	
49		1			
50			1		
51		6		4	
52		1	2		
53		3	2		
54		1	1	1	
55		3	3	3	
56		4	1	1	
57			1		
58		1		1	
59		5	2	1	
60			2	1	

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	1 人	2 人	人	人
62		1	1	2	
63		6		1	
64		1		1	
65		3	2	3	
66		1	1	1	
67		2	1	1	
68			1	1	
69		1			
70				1	
71		3	1	1	
72		1	4		
73		1		6	
74		1	2		
75			2		
76			1		
77		1	1		
78		1			
79		1	1		
80		1			
81		1			
82			3		
83		1			
84			2		
85		1			
86			2		
87			1		
88			4		
89			27		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	133	84	32	2
				職員総数	251 人

その8 医療職給料表（一）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		1		
6				
7				
8				
9	3	2		
10				
11				
12				
13	3	2		
14				
15				
16				
17				1
18				
19				
20				
21				
22				
23		1		
24				
25		1		
26				
27				
28				
29		1		
30				
31				
32				
33				
34		1		
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49		1		
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	人	人	人
62				
63				
64				
65				8
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	10	0	9
			職員総数	25 人

その9 医療職給料表(二)

(病院、保健所等に勤務する薬剤師、
獣医師、栄養士等の職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		3	1				
10			2				
11			2				
12							
13		1	6				
14							
15			2				
16		1					
17		3	6				
18			1				
19		1	2				
20							
21		8	3				
22			2				
23		1	2				
24		2	1				
25	1	3	3				
26		1					
27		1	3				
28							1
29			3			1	2
30			1				1
31			1				2
32			3				
33		2	2				1
34			5				
35			3				
36			1				
37			1	1	1		3
38							1
39			4				
40		1			1	1	
41			5	2	1	1	
42			1				
43			5			1	
44			4			2	
45					1	1	
46			3		1		1
47			1			1	
48			2		1	1	
49		1	2		2	1	
50			1			1	
51			3	3	3		
52			2			1	
53				1	1	2	
54			1			3	
55		1	1	1		2	
56			2	1			
57				4	1	2	
58			1	1	1		
59			1	2	1	1	
60			1	1			

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	1 人	人	人	人	人
62			1		1		
63			1	3	1		
64			1			3	
65				1			
66				2			
67			1	4	1	1	
68						1	
69				1		3	
70	1			1		3	
71			1	2			
72						1	
73						6	
74							
75				1			
76				1			
77							
78							
79				1			
80							
81							
82				1			
83					1		
84			1				
85	2				7		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105				1			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	4	30	101	36	26	40	12
職員総数						249 人	

その10 医療職給料表（三）

〔 病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、
看護師、准看護師等の職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 号給	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11			2				
12							
13		1	1				
14							
15		8	3				
16							
17		2					
18							
19		7	1				
20			1				
21		2					
22							
23		4					
24		2	1				
25		1	1				
26							
27			1				
28		1					
29		2	3				
30			1				
31		1	3				
32			2				
33							
34							
35			1				
36							
37			2				
38							
39		2	3				1
40			3				
41							
42							
43			1				
44			1				
45		1					
46							
47				1		7	
48			1				
49			1			1	
50			1				
51			1			1	
52			1			1	
53			1	2		3	
54			2	1		1	
55							
56			3				
57			1	4			
58				1			
59			3	1			
60						1	

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61 号給	人	人	3 人	1 人	1 人	2 人	人
62		1				2	
63			1		1	2	
64			1				
65				2			
66			1		1		
67			1		1	1	
68				2	1		
69						3	
70				1	1		
71			1				
72			1	1			
73			2				
74			1	2			
75				2	1		
76				3			
77			1	1	1		
78							
79			2	1	1		
80				2			
81							
82							
83			1	2			
84				1			
85					1		
86			1		1		
87							
88			1	1			
89							
90					1		
91			2		1		
92				1			
93					1		
94							
95					1		
96							
97							
98							
99							
100					1		
101					16		
102							
103			1				
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115			1				
116							
117							
118							
119							
120							

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121 号給	人	人	人	人	人	人	人
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	36	68	34	32	25	1
職員総数						196 人	

その11 福祉職給料表

〔 児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、
保育等の業務に従事する職員に適用 〕

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		2			
14					
15					
16					
17		1			
18					
19					
20					
21		2			
22					
23					
24					
25	5	1			
26					
27					
28		1			
29	4	1			
30					
31					
32					
33	2				
34					
35					
36					
37					
38					
39			1		
40					
41	1				
42					
43					
44					
45					
46					
47		1	1		
48					
49					1
50			1		
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59				1	
60					

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	人
62					
63					1
64				1	
65					
66				1	
67			1		
68					
69					
70					
71					
72			1		
73					
74		1		1	
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84					
85					
86					
87				1	
88					
89					
90					
91					
92					
93				8	
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	12	10	5	15	2
				職員総数	44 人

その12 特定任期付職員給料表

〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して
遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

1 号給	人
2	
3	2
4	
5	4
6	
7	
職員総数	6 人

その13 第2号任期付研究員給料表

〔 先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用 〕

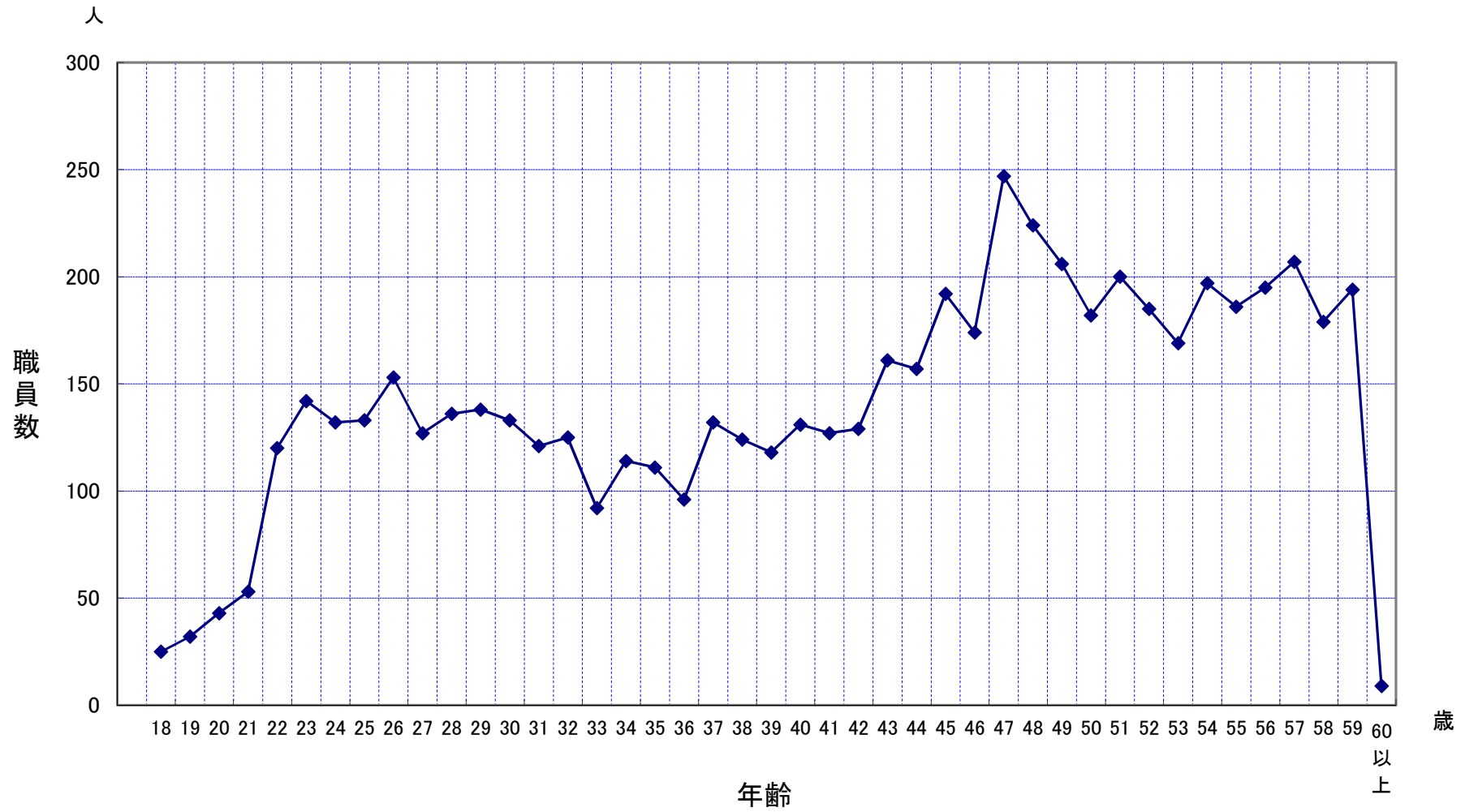
1 号給	2 人
2	
3	
職員総数	2 人

第9表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	職員の区分				
	全職員	うち行政職	うち公安職	うち教育職 (二)	うち教育職 (三)
18 歳	62 人	25 人	37 人		
19	85	32	53		
20	103	43	59		1
21	123	53	68	1	
22	579	120	133	48	261
23	711	142	143	72	335
24	794	132	140	125	381
25	819	133	167	126	373
26	823	153	133	140	374
27	795	127	140	110	392
28	804	136	127	138	374
29	787	138	142	137	350
30	755	133	135	106	365
31	770	121	152	129	349
32	772	125	157	131	337
33	766	92	199	119	327
34	681	114	156	119	268
35	666	111	147	122	259
36	610	96	136	120	244
37	729	132	167	131	275
38	713	124	166	143	257
39	688	118	146	131	267
40	672	131	155	134	223
41	706	127	160	142	249
42	700	129	150	138	257
43	729	161	126	159	251
44	716	157	126	175	229
45	789	192	126	195	251
46	751	174	108	184	256
47	840	247	89	195	288
48	915	224	83	252	340
49	839	206	69	191	358
50	758	182	56	173	323
51	806	200	54	169	361
52	869	185	46	195	418
53	903	169	48	208	451
54	897	197	48	192	436
55	933	186	55	217	461
56	1,067	195	61	255	536
57	1,079	207	79	222	544
58	1,029	179	81	243	503
59	1,091	194	104	247	525
60以上	122	9		18	69
計	30,846	6,051	4,727	6,052	13,118

(注) 特に全職員において占める割合の高い給料表の人員分布を抜き出したものである。

第10表 年齡別人員分布圖(行政職)



第11表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員 (人)														
	全 料	給 表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特 任 期 付 員	第2号 期付 研究 員
管理職手当	2,581		658	137		14	296	1,434	20	9	10	3			
初任給調整手当	33		1			13				19					
扶養手当	11,409		2,393	2,539	17	44	2,363	3,822	96	7	74	43	11		
地域手当	30,810		6,047	4,727	21	104	6,049	13,089	251	25	249	196	44	6	2
住居手当	6,846		1,472	1,071	4	21	1,467	2,612	83	7	68	31	10		
通勤手当	28,171		5,397	3,768	11	100	5,748	12,460	235	8	225	170	43	5	1
単身赴任手当	171		16	146				7		1				1	
へき地手当 及びへき地手当 に準ずる手当															
義務教育等 教員特別手当	19,156						6,051	13,105							
寒冷地手当															
計															

全職員 1 人当たり平均受給月額（円）

全料	給表	行政職	公安職	海事職	教育職 (一)	教育職 (二)	教育職 (三)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	特任 期員	定 付 員	第 2 号 付 研 究 員
4,959	7,940	2,368			9,555	2,731	5,549	5,924	41,396	2,815	935				
196	48				3,352				216,232						
7,717	8,060	11,808	18,167	8,115	8,245	5,927	7,448	4,180	5,920	4,102	7,455				
21,870	21,084	20,398	23,713	27,091	23,299	22,034	20,875	76,773	19,971	20,329	19,827	33,760	19,860		
5,543	6,053	5,617	4,405	5,536	6,082	4,988	8,048	7,208	6,802	3,909	5,150				
9,790	12,683	9,380	3,062	13,960	10,970	7,731	16,519	7,333	16,108	13,459	12,192	7,398	2,850		
166	79	927					16		1,200				5,000		
3,392						5,455	5,460								
53,633	55,947	50,498	49,347	67,609	56,782	51,705	58,814	354,322	51,616	42,734	44,624	46,158	22,710		

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 常勤職員

(人)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表			69		29	7				105
公安職給料表			20	36		4				60
海事職給料表			4							4
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)	21	198								219
教育職給料表(三)		548								548
研究職給料表			6							6
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)			1	1		2				4
医療職給料表(三)										
福祉職給料表		1								1
全給料表計										947

その2 短時間勤務職員

(人)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職給料表			97		366	13				476
公安職給料表										
海事職給料表			1							1
教育職給料表(一)										
教育職給料表(二)		211								211
教育職給料表(三)		334								334
研究職給料表		2	5	1						8
医療職給料表(一)										
医療職給料表(二)			1	1						2
医療職給料表(三)				1						1
福祉職給料表		2	1							3
全給料表計										1,036

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和3年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,185事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から251事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員 初任給関係457人（行政職に相当する調査実人員435人）、初任給関係以外の調査職種10,265人（行政職に相当する調査実人員9,544人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、75,160人、行政職に相当するものは、64,197人。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	200	96	75	29
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	0	1
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	4	0	4	0
製 造 業	119	54	49	16
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業	26	14	9	3
卸 売 業 、 小 売 業	10	7	2	1
金 融 業 、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	2	2	0	0
教 育 、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業	38	19	11	8

(注) 1 調査対象事業所251所のうち、調査完了事業所は200所、調査不能となった事業所は46所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は5所である。

2 調査完了率は、81.3%であり、以下のとおり算出した。

調査完了率＝調査完了事業所 200所／（調査対象事業所 251所－調査対象外事業所 5所）×100

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	211,882	215,796	207,201	200,000
	短大卒	183,624	184,663	196,359	167,833
	高校卒	168,623	169,395	168,370	166,840
新卒事務員	大学卒	211,786	214,749	207,418	X
	短大卒	164,593	169,907	-	X
	高校卒	165,276	169,549	160,482	X
新卒技術者	大学卒	211,976	216,736	206,958	X
	短大卒	190,417	192,266	196,359	176,500
	高校卒	169,930	169,322	171,196	167,150

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 係 職 種	支 店 長	13	54.3	625,308	28	625,280
	工 場 長	31	54.6	692,382	241	692,141
	事 務 部 長	237	54.1	619,299	2,315	616,984
	技 術 部 長	310	53.9	665,192	4,195	660,997
	事 務 部 次 長	78	52.2	592,731	20,472	572,259
	技 術 部 次 長	72	50.2	585,063	32,660	552,403
	事 務 課 長	546	50.8	542,886	11,378	531,508
	技 術 課 長	837	50.6	589,669	19,338	570,331
	事 務 課 長 代 理	243	49.6	521,369	47,504	473,865
	技 術 課 長 代 理	314	49.6	534,516	86,264	448,252
	事 務 係 長	608	46.4	416,975	52,468	364,507
	技 術 係 長	763	48.1	446,706	70,941	375,765
	事 務 主 任	530	44.2	387,055	48,134	338,921
	技 術 主 任	744	44.3	447,170	77,095	370,075
	事 務 係 員	2,049	38.8	302,356	32,783	269,573
技 術 係 員	2,169	37.4	334,556	45,290	289,266	

(注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 (以下2から4において同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上、本表 3 企業規模100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	56.5	742,674	63	742,611
	工 場 長	24	55.1	724,417	329	724,088
	事 務 部 長	160	54.5	655,865	1,813	654,052
	技 術 部 長	240	54.1	700,854	2,993	697,861
	事 務 部 次 長	57	51.9	634,979	29,115	605,864
	技 術 部 次 長	53	50.5	646,653	43,293	603,360
	事 務 課 長	400	51.2	576,291	12,108	564,183
	技 術 課 長	645	50.8	613,523	21,258	592,265
	事 務 課 長 代 理	203	49.9	544,187	50,639	493,548
	技 術 課 長 代 理	253	50.1	553,556	90,346	463,210
	事 務 係 長	414	46.6	437,359	54,655	382,704
	技 術 係 長	536	48.3	457,260	72,702	384,558
	事 務 主 任	384	45.1	423,498	53,811	369,687
	技 術 主 任	552	44.8	472,401	85,097	387,304
	事 務 係 員	1,263	38.6	313,824	36,483	277,341
技 術 係 員	1,532	38.1	344,647	48,806	295,841	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7級、8級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 5級、6級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3級、4級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2級(一部は3級、4級)
	行政職給料表 1級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	6	52.5	529,695	0	529,695
	工 場 長	6	53.3	625,010	0	625,010
	事 務 部 長	66	53.7	567,525	3,872	563,653
	技 術 部 長	64	53.2	563,698	8,690	555,008
	事 務 部 次 長	17	53.5	506,932	85	506,847
	技 術 部 次 長	15	49.4	465,175	11,899	453,276
	事 務 課 長	127	50.4	472,224	10,945	461,279
	技 術 課 長	183	49.8	500,936	12,466	488,470
	事 務 課 長 代 理	33	49.5	417,849	37,687	380,162
	技 術 課 長 代 理	59	46.6	419,741	61,865	357,876
	事 務 係 長	162	45.8	387,555	52,377	335,178
	技 術 係 長	210	47.4	418,433	67,873	350,560
	事 務 主 任	103	41.9	318,557	35,995	282,562
	技 術 主 任	167	41.6	357,005	47,884	309,121
	事 務 係 員	672	38.9	289,045	27,259	261,786
技 術 係 員	586	34.7	300,877	33,375	267,502	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表7級、8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表5級、6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表4級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表2級(一部は3級)
	行政職給料表1級

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	
	工 場 長	1	X	X	X	
	事 務 部 長	11	51.6	494,253	0	494,253
	技 術 部 長	6	53.5	493,230	0	493,230
	事 務 部 次 長	4	50.3	447,582	0	447,582
	技 術 部 次 長	4	51.0	394,594	0	394,594
	事 務 課 長	19	46.9	384,144	2,123	382,021
	技 術 課 長	9	48.8	407,689	0	407,689
	事 務 課 長 代 理	7	42.8	342,152	7,175	334,977
	技 術 課 長 代 理	2	49.0	307,630	32,920	274,710
	事 務 係 長	32	46.4	322,739	30,729	292,010
	技 術 係 長	17	47.5	348,140	36,333	311,807
	事 務 主 任	43	43.1	280,962	34,634	246,328
	技 術 主 任	25	45.1	336,391	45,462	290,929
	事 務 係 員	114	39.7	249,335	21,482	227,853
技 術 係 員	51	39.8	285,964	30,627	255,337	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 6 級、7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職給料表 2 級(一部は 3 級)
	行政職給料表 1 級

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
研究 関係 職種	研 究 所 長	6	58.1	775,189	559	774,630
	研究部(課)長	61	53.8	703,464	2,066	701,398
	研究室(係)長	75	53.8	685,558	6,426	679,132
	主任研究員	145	51.0	626,795	43,478	583,317
	研 究 員	189	45.0	502,480	97,977	404,503
	研究補助員	42	38.4	341,630	38,942	302,688
教育 関係 職種	大学学部長	6	59.0	764,818	0	764,818
	大学教授	37	58.6	615,485	0	615,485
	大学准教授	30	48.9	496,091	0	496,091
	大学講師	24	46.8	421,860	0	421,860
	大学助教	13	43.9	368,660	0	368,660
	高等学校校長	2	61.5	635,941	550	635,391
	高等学校教頭	5	52.9	592,088	220	591,868
高等学校教諭	47	42.6	463,252	14,541	448,711	

備 考

構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		81.4%
配偶者に家族手当を支給する		(93.4%)
家族手当制度がない		18.6%
扶養家族の構成別 支給月額	配偶者	11,996円
	配偶者と子1人	19,235円
	配偶者と子2人	25,958円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
45.9%	(24.1)%	(75.9)%	54.1%

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
32.1%	67.9%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	56.6%	43.4%	53.2%	46.8%	52.9%	47.1%
500人以上	60.4	39.6	54.4	45.6	54.0	46.0
100人以上 500人未満	57.6	42.4	54.7	45.3	53.8	46.2
50人以上 100人未満	42.9	57.1	44.9	55.1	46.5	53.5

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100 %	79.4 %	20.7 %	0 %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		62.6 %	39.2 %	37.4 %
非 管 理 職		56.0	38.0	44.0

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第21表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
65.8 %	69.4 %

- (注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- ・ 食料費……食料
- ・ 住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品
- ・ 被服・履物費……被服及び履物
- ・ 雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- ・ 雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における水戸市の令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の令和3年4月における1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と水戸市の令和3年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

なお、全国の令和3年4月の1人世帯の各費目別標準生計費は、令和元年の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和3年4月、水戸市)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,489	44,061	51,461	58,860	66,259
住居関係費	35,690	43,457	37,419	31,386	25,354
被服・履物費	5,001	5,625	7,046	8,467	9,889
雑費Ⅰ	15,939	34,408	42,650	50,891	59,143
雑費Ⅱ	11,125	32,772	32,050	31,328	30,600
計	95,244	160,323	170,626	180,932	191,245

4 労 働 経

第23表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 現金給与総額 (調査産業計)				② きまって支給する給与 (調査産業計)				③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		茨 城		全 国		茨 城		全国	茨城	全国	茨城
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和1年度	371.4	△ 0.2	366.9	1.0	296.1	0.1	291.3	0.4	144.4	146.6	12.4	13.3
令和2年度	365.1	△ 1.7	357.7	△ 2.4	293.1	△ 1.1	288.6	△ 0.9	140.4	145.7	10.8	12.6
令和2年1月	306.8	0.7	301.9	1.7	293.0	0.4	290.1	1.7	137.7	143.3	11.8	14.5
2月	298.5	0.7	292.3	1.9	293.6	0.3	290.9	1.8	139.8	145.9	12.1	13.8
3月	317.7	△ 0.2	311.7	△ 1.1	294.2	△ 0.4	291.6	1.4	142.1	148.7	11.9	14.5
4月	307.7	△ 1.2	302.7	2.0	295.7	△ 1.3	293.9	0.4	143.8	152.0	10.5	13.3
5月	301.5	△ 3.4	289.4	△ 7.3	287.2	△ 2.6	283.9	△ 5.1	126.9	136.4	8.6	10.9
6月	542.6	△ 2.8	556.8	△ 2.7	290.9	△ 2.2	284.0	△ 2.8	141.3	144.6	9.3	10.6
7月	419.5	△ 1.4	374.2	△ 10.1	292.7	△ 1.3	286.9	△ 1.8	145.8	150.1	10.3	11.0
8月	302.1	△ 1.5	290.4	△ 3.7	291.1	△ 1.6	284.5	△ 1.9	133.7	137.3	9.9	11.0
9月	300.8	△ 1.4	296.4	△ 0.9	292.9	△ 1.0	286.8	△ 1.4	140.6	146.0	10.7	13.1
10月	302.7	△ 0.9	292.5	△ 0.3	296.3	△ 0.7	289.8	△ 1.0	147.4	151.6	11.3	12.7
11月	315.3	△ 2.6	304.3	0.2	294.2	△ 1.2	290.0	△ 0.8	143.4	147.7	11.4	13.0
12月	665.7	△ 3.0	681.4	△ 3.3	295.0	△ 0.7	291.4	△ 0.8	142.3	145.2	11.5	12.8
令和3年1月	304.6	△ 0.7	293.8	△ 2.6	293.0	0.0	283.0	△ 2.4	135.1	138.7	11.0	12.2
2月	298.0	△ 0.1	285.6	△ 2.3	292.8	△ 0.3	283.8	△ 2.4	135.4	139.2	11.1	12.9
3月	319.9	0.7	307.0	△ 1.5	297.3	1.1	289.4	△ 0.8	145.1	148.4	12.0	13.5
4月	313.7	2.0	298.2	△ 1.5	300.3	1.6	290.1	△ 1.3	150.4	155.3	12.1	13.9
資料出所	厚 生 労 働 省											

- (注) 1 ①、②、⑦、⑧は平成27年基準である。
 2 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ①、②、③、④、⑥の年度の欄は、暦年の数値である。
 4 ⑥消費支出の世帯数は、家計調査における調査世帯数を示す。

済 関 係 資 料

⑤ 有効求人倍率 (季節調整値)		⑥ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						⑦ 消費者物価指数			⑧ 国内企 業物価 指 数
全国	茨城	全国 (8,076世帯)		東京都区部 (408世帯)		水戸 (96世帯)		全国	東京都 区 部	水戸	全国
(倍)	(倍)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
1.55	1.58	293.4	2.1	332.5	1.9	286.7	△ 1.3	0.5	0.8	0.8	0.1
1.10	1.27	277.9	△ 5.3	325.0	△ 2.3	274.5	△ 4.3	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 1.4
1.51	1.54	287.2	△ 3.1	313.2	2.5	258.9	△ 19.2	0.7	0.6	0.7	1.5
1.45	1.49	271.7	0.2	309.7	1.9	246.6	△ 16.0	0.4	0.4	0.5	0.7
1.40	1.48	292.2	△ 5.5	312.3	0.2	268.6	△ 18.5	0.4	0.4	0.6	△ 0.4
1.30	1.41	267.9	△ 11.0	294.7	△ 6.7	255.4	△ 23.9	0.1	0.2	△ 0.3	△ 2.5
1.18	1.39	252.0	△ 16.3	275.4	0.4	291.9	△ 19.9	0.1	0.4	0.2	△ 2.7
1.12	1.33	273.7	△ 1.2	308.2	20.5	280.5	△ 12.9	0.1	0.3	0.4	△ 1.6
1.09	1.28	266.9	△ 7.3	331.1	18.4	260.9	△ 27.7	0.3	0.6	0.1	△ 1.0
1.05	1.21	276.4	△ 6.7	327.8	17.0	260.5	△ 21.3	0.2	0.3	△ 0.4	△ 0.6
1.04	1.20	269.9	△ 10.2	316.6	3.4	315.5	△ 8.0	0.0	0.2	0.0	△ 0.8
1.04	1.19	283.5	1.4	359.7	41.3	253.9	△ 16.8	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.5	△ 2.1
1.05	1.20	278.7	0.0	359.4	46.9	295.1	△ 11.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.3	△ 2.3
1.05	1.19	315.0	△ 2.0	392.0	26.9	306.5	△ 12.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.5	△ 2.0
1.10	1.26	267.8	△ 6.8	302.8	△ 3.3	250.5	△ 3.2	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.5	△ 1.5
1.09	1.28	252.5	△ 7.1	300.1	△ 3.1	298.4	21.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.6
1.10	1.32	309.8	6.0	367.1	17.5	331.2	23.3	△ 0.2	△ 0.2	0.0	1.2
1.09	1.33	301.0	12.4	379.4	28.7	260.6	2.0	△ 0.4	△ 0.6	0.2	3.8
		総 務 省									日本銀行

(参考) 技能労務職員関係資料

1 技能労務職員給与関係資料

第1表 給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
全給料表	140人	52.6歳	33.0年
現業職給料表(一)	127	54.1	34.5
現業職給料表(二)	13	37.1	18.2

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	計	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
		短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	100.0%	%	95.7%	4.3%	91.4%	8.6%
現業職給料表(一)	100.0		96.1	3.9	90.6	9.4
現業職給料表(二)	100.0		92.3	7.7	100.0	

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

給料表	給料	地域手当	扶養手当	住居手当	計
全給料表	338,669円	20,873円	9,211円	1,682円	370,435円
現業職給料表(一)	342,956	21,120	9,047	1,697	374,820
現業職給料表(二)	296,792	18,456	10,808	1,538	327,594

(注) 給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第4表 扶養に関する調

その1 扶養手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	78人	62人	140人	9,211円	16,532円

その2 扶養親族数

区分	配偶者	子	父母等	計	平均扶養親族数	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
扶養親族数	53人	63人	20人	136人	1.0人	1.7人

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 住居に関する調

その1 住居手当支給状況

区分	支給状況	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
					全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
		11人	129人	140人	1,682円	21,409円

その2 住居手当受給者の住居区分別人員及び平均受給月額

区分	人員	金額
賃貸住宅	1人	14,000円
民間借家	10	22,150
計	11	21,409

その3 住居区分別、住居手当額別人員

区分	住居手当額	11,000円以下	11,100円以上 28,000円未満	28,000円	計
公営住宅		0人	1人	0人	1人
民間借家		2	5	3	10
	計	2	6	3	11
	構成比	18.2%	54.5%	27.3%	100.0%

その4 住居区分別、生計区分別人員及び構成比

区分	人員	構成比
自宅	主たる生計維持者	77人
	その他	51
	小計	128
公舎等	主たる生計維持者	0
	その他	0
	小計	0
公営住宅	主たる生計維持者	1
	その他	0
	小計	1
民間借家	主たる生計維持者	10
	その他	1
	小計	11
計	主たる生計維持者	88
	その他	52
	小計	140

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第6表 通勤に関する調

その1 通勤手当支給状況

区分	受給人員	非受給人員	計	平均受給月額	
				全職員 1人当たり	受給者 1人当たり
支給状況	123人	17人	140人	8,681円	9,881円

その2 通勤方法別人員及び構成比

区分	人員	構成比	
徒歩	8人	5.7%	
交通機関等利用	0	0.0	
交通用具使用	自転車	3	2.1
	原動機付自転車	1	0.7
	自動車	128	91.4
	小計	132	94.3
交通機関等と交通用具併用	0	0.0	
計	140	100.0	

その3 通勤方法別、通勤距離別人員及び構成比

区分	通勤距離	人員	通勤距離									
			2km未満	2km以上 10km未満	10km以上 20km未満	20km以上 30km未満	30km以上 40km未満	40km以上 50km未満	50km以上 60km未満	60km以上 70km未満	70km以上	
徒歩	歩	8人	100.0%									
交通機関等利用	利	0										
交通用具使用	自転車	3	100.0%									
	原動機付自転車	1			100.0%							
	自動車	128	3.1%	39.1%	32.0%	17.2%	3.9%	2.3%	1.6%	0.8%		
交通機関等と交通用具併用	併	0										
計		140	10.7%	35.7%	30.0%	15.7%	3.6%	2.1%	1.4%	0.7%		

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第7表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 現業職給料表(一) (現業職給料表(二)の適用を受けない全ての技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級	5級
1 号給	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					1
39					3
40					2
41					
42					5
43					2
44					2
45					2
46					9
47					7
48					
49					1
50					7
51					4
52					1
53					10
54					5
55					1
56					6
57					
58					2
59					1
60					

	1級	2級	3級	4級	5級
61 号給	人	人	人	人	1 人
62					1
63					15
64					4
65					
66					
67					1
68					
69					
70				1	
71		1			
72					
73					
74					
75				2	
76					
77		1		1	
78				1	
79				1	
80					
81				1	
82				1	
83				2	
84				1	
85				1	
86					
87				2	
88					
89			2	1	
90					
91			1	3	
92			2	2	
93			2		
94				2	
95					
96					
97				2	
98					
99					
100					
101				1	
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

	1級	2級	3級	4級	5級
121 号給	人	人	人	人	人
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計	0	2	7	25	93
				職員総数	127 人

その2 現業職給料表(二) (船舶に乗り組む技能労務職員に適用)

	1級	2級	3級	4級
1 号給	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1	1		
22				
23				
24				
25	2			
26				
27		1		
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40		1		
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48			1	
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				1

	1級	2級	3級	4級
61 号給	人	1 人	人	人
62				
63				
64				
65				
66				
67				1
68				
69				
70				
71				
72				
73		1		
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				1
99				
100				
101				1
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
計	3	5	1	4
			職員総数	13 人

第8表 手当の種類別、給料表別受給人員及び全職員1人当たり平均受給月額

区分 手当種類	受 給 人 員			全職員1人当たり平均受給月額		
	全給料表	現業職（一）	現業職（二）	全給料表	現業職（一）	現業職（二）
扶 養 手 当	78 人	71 人	7 人	9,211 円	9,047 円	10,808 円
地 域 手 当	140	127	13	20,873	21,120	18,456
住 居 手 当	11	9	2	1,682	1,697	1,538
通 勤 手 当	123	117	6	8,681	9,261	3,023
計				40,447	41,125	33,825

2 民間技能労務従業員給与関係資料

第9表 職種別給与額等

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
電 話 交 換 手	-	-	-	-	-
自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	1	X	X	X	X
守 衛	34	48.9	439,695	77,744	361,951
用 務 員	4	43.6	272,400	0	272,400

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備考 自家用乗用自動車運転手については、業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。

第10表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)
上半期 (A ₂)		283,874 円
特別給の支給額	下半期 (B ₁)	505,262 円
	上半期 (B ₂)	537,123 円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1} \right)$	1.81 月分
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2} \right)$	1.89 月分
特別給の支給割合年間計		3.70 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 人事院の報告及び勧告

【給与勧告の骨子】

○ 本年の給与勧告のポイント
～月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分)～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

【公務員人事管理に関する報告の骨子】

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

(参考) 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に ついての意見の申出

【国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子】

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで(現行:原則1回まで)取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで(現行:1回まで)取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで(現行:1月前まで)に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告(人事院により公表)

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇(原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算)を新設(有給)

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで(現行:産後8週間を経過する日まで)に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設(有給)
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置(1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ):民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化(2(2)ア、ウ②・③):令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け(2(1)イ①、ウ、(2)ウ①):令和4年4月1日